

## 行政経営会議の内容

<b>件 名</b>	大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例及び規則の制定について
<b>所 管 部</b>	こども部
<b>日時・場所</b>	令和7年11月7日（金） 9:00 ~ 9:10 政策会議室
<b>出 席 者</b>	市長、副市長、教育長、市長室長、未来政策部長、総務部長、市民経済・にぎわい創出部長、環境共生部長、健幸・スポーツ部長、あんしん福祉部長、こども部長、まちづくり部長、消防長、病院事務局長、議会事務局長、教育部長、ほいく課長
<b>提 出 理 由</b>	令和8年度から全ての自治体において実施されることも誰でも通園制度の運営に関する確認基準を定める条例及び規則の制定にあたり、その内容について了承を得るため
<b>会議経過</b>	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、当該事業の利用可能時間の上限を、こども一人あたり月10時間としているが、令和8年度及び9年度については、保育人材の確保などの課題を踏まえた経過措置として、10時間での提供が困難な自治体においては、暫定的に10時間未満の時間を設定してよいこととしている。</li> </ul> <p>本市においては、経過措置を適用せず、本来の上限時間数である10時間で事業を開始することだが、そのように判断した理由は何か。</p> <p>(所管部) 本市は近隣市と比べると、比較的多くの事業者から当該事業実施の手挙げがある状況である。また、こども家庭庁の「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」や「子ども・子育て支援等分科会」においては、10時間では短すぎる、十分でないといった意見も多く出されていることも踏まえ、制度の趣旨である「子どもの育ちを応援する」機能が十分発揮されることを重視し、経過措置は適用せず、国が示す上限時間のとおり実施したいと考えている。</p>
<b>会議結果</b>	案のとおり、進めていく。